

ライオンズクラブ国際協会 337-A 地区 コンプライアンス委員会規約（案）

第 1 条（目的）

本規約は、ライオンズクラブ国際協会 337-A 地区（以下「地区」という）における倫理・法令遵守の徹底、透明性の確保、不祥事の未然防止及び適切な対応を図るため、地区コンプライアンス委員会（以下「地区委員会」という）の設置、組織及び運営に関する事項を定める。

第 2 条（設置）

地区委員会は、地区における独立した監督・助言機関として設置される。判断と調査に関しては独立性を保持する。

第 3 条（所掌事項）

地区委員会は、次の事項を所掌する。

1. 地区内クラブにおける倫理・法令遵守体制の推進と支援
2. 不正行為・不適切行為の未然防止策に関する立案および助言
3. GLT 委員会が行う地区役員・クラブ役員に対するコンプライアンス研修の実施協力
4. 会員からの通報・相談の受付、調査および対応
5. クラブで処理困難な不祥事案件の調査および是正勧告
6. 地区ガバナー及びキャビネットへの報告・改善提言

第 4 条（クラブ委員会との役割分担）

1. 各クラブは、クラブ内にコンプライアンス委員会（以下「クラブ委員会」という）を設置するよう努める。

2. クラブ委員会は、クラブ内における倫理・法令遵守体制の推進、相談対応及び軽微な案件の処理を行う。
3. 地区委員会は、クラブ委員会からの報告・相談を受け、必要に応じて支援や助言を行う。
4. クラブ委員会で処理困難な案件、またはクラブの自浄作用が期待できない案件については、地区委員会が直接調査・対応する。

第5条（調査権限）

1. 地区委員会は、必要と認める場合、クラブに対し関係資料の提出を求め、関係者から事情を聴取できる。
2. 調査の実施にあたっては、クラブの自律性を尊重し、過度に介入してはならない。
3. 調査結果については、地区ガバナー及びキャビネットならびに該当クラブに報告し、必要な場合は地区ガバナー及び地区委員会はクラブに対して是正勧告を行う。
4. 是正勧告を受けたクラブは、速やかに対応方針を策定し、地区委員会に報告しなければならない。

第6条（組織）

1. 地区委員会は、各リジョンから1名ずつ選出された委員により構成し、合計6名とする。弁護士、司法書士から人選されることを要望する。
2. 各リジョンの委員は、リジョンにより推薦され、地区ガバナーが任命し、キャビネット会議の承認を得て確定する。
3. 委員長は、選出された委員の互選により選出する。
4. 必要に応じて副委員長1名を置くことができ、副委員長も委員の互選によって選出する。
5. 委員の任期は3年とし、再任を認め最長6年までとする。
6. 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、元ガバナーは委員を兼ねることはできない。
7. キャビネット幹事は委員会のオブザーバーとなる。

第7条（議題）

議題として取り上げる事案については地区委員会で決定する。

1. パワハラ、セクハラ、誹謗中傷、暴力事件等が挙げられる。
2. 個人間のトラブル、賠償責任等の民事訴訟は議題とならない。
3. 公然性のない誹謗中傷等は議題とならない。
4. 337-A 地区内で発生した事案に限る。
5. 国際協会、複合地区、地区キャビネットに対する訴訟、異議申し立ては議題とならない。

第8条（会議）

1. 委員会は、委員長が必要と認めたとき、または地区ガバナーの要請により開催する。
2. 決議は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。
3. 議事録は委員会及び地区ガバナーのみで共有し、外部への開示を行わない。

第9条（通報制度）

1. 会員は、クラブまたは地区における不適切行為を発見した場合、クラブ委員会または地区委員会に通報できる。
2. 通報者の匿名性を尊重し、通報を理由とする不利益取扱いを禁止する。
3. 地区委員会は通報を受理した場合、速やかに調査し、必要に応じて地区ガバナー及びキャビネットに報告する。
4. 通報、相談、調査の対象者が属するゾーンの委員は、当該案件の審議・調査からは外れるものとする。

第10条（守秘義務及び接触禁止）

1. 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その義務は任期終了後も存続する。
2. 委員は、調査に関して、通報者または調査対象者と個別に接触してはならない。

3. 聴取その他の接触は、必ず委員会の正式な手続きに基づき、複数の委員が同席する場において行わなければならない。

4. 前各項に違反した場合は、委員の解任を含む懲戒の対象となる。

第 11 条（委員及び委員長の解任・交代）

1. 委員または委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、地区ガバナーの提案によりキャビネット会議の承認を経て解任することができる。

(1) 職務を怠ったとき

(2) 職務遂行に著しい支障を生じさせたとき

(3) コンプライアンスに反する行為を行ったとき

(4) その他、委員として不適格と認められるとき

2. 委員が解任・辞任・死亡等により欠員となった場合は、当該リジョンチェアパーソンが後任を推薦し、地区ガバナーが任命し、キャビネット会議の承認を得て補充する。

3. 委員長が解任・辞任した場合は、速やかに残余の委員による互選を行い、新たな委員長を選出する。

第 12 条（規約の改廃）

本規約の改正または廃止は、地区委員会の議を経て地区キャビネット会議の承認を得て行う。